

会報  
全住協

2021  
10月



一般  
社団法人

全国住宅産業協会

## 「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」について

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)室

### 1. 検討経緯

温室効果ガスの排出に伴う気候変動による水害の多発化等に対処するため、2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅総理より「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、本年3月19日閣議決定された住生活基本計画において、「2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する」こととされた。これらの動きを踏まえて、2050年カーボンニュートラルに向けて、中期的には2030年、長期的には2050年を見据えた住宅・建築物におけるハード・ソフト両面の取組みと施策の立案の方向性を関係者に幅広く議論いただくことを目的として、本年4月に経済産業省・環境省との3省合同で、有識者等で構成する「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」が設置された。

検討会については、4月19日に第1回が開催されて以降、8月10日まで6回にわたり議論が重ねられた。4月28日開催された第2回検討会においては、(一社)全国住宅産業協会を始め9団体から、住宅・建築物における省エネ対策への取組状況やカーボンニュートラルへの今後の取組方針などについてヒアリングを実施した。この場を借りて感謝申し上げたい。

検討会の資料・議事録等については国土交通省ホームページ等に掲載されているので詳細の経緯についてはこちらを参照されたい。

[URL] [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000188.html)

また、本テーマについては、内閣府の再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいても取り上げられ、4度にわたり議論が行われたのであわせて紹介させていただく。以下のホームページに資料・議事録等が紹介されているので参照されたい。本テーマが取り上げられているのは第5回、第11回、第13回、第14回である。

[URL] [https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/e\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/e_index.html)

### 2. とりまとめのポイント

とりまとめは、大きく以下の3つのパートで構成されている。

- ・住宅・建築物をとりまく環境・現状認識を示した「はじめに」
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の姿などを“あり方”として示した「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の基本的な考え方」
- ・省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入拡大及び木材の利用拡大による吸収源対策に係る具体の対策等の“進め方”として示した「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方」

## 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方

### (1) 住宅・建築物をとりまく環境・現状認識について

昨今、我が国における災害が激甚化し、毎年のように発生しているところであるが、2018年10月のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)特別報告書では、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要との見解が示されており、さらに、本年8月のIPCC第6次評価報告書第I作業部会報告書では、気温上昇を1.5℃に抑えることで10年に1度の豪雨等の頻度を低くし得るとの見解も示されたところである。

### (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの基本的な考え方について

(2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿〈あり方〉について)

2050年カーボンニュートラルの実現という非常に高い目標が宣言された。これは住宅・建築物のみでカーボンニュートラルを実現するということではなく、住宅・建築物を含めた我が国社会全体でカーボンニュートラルを実現するということであるが、こうした高い目標の実現に向けては、住宅・建築物においても、その省エネ性能の確保・向上の取組みを進めることで省エネルギーを徹底しつつ、再生可能エネルギーの一層の導入拡大に取り組んでいくことが求められる。このためとりまとめにおいては、2050年に目指すべき住宅の姿として、ストック平均でZEHレベルの省エネ性能(※1)が確保されているとともに、その導入が合理的な住宅における太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となることが示されている。

また、中期的な2030年度の温室効果ガスの排出削減の目標については、4月22日に「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」という方針が菅総理により示されており、現在、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の見直し(※2)が進められているところであるが、これは従来の排出削減目標26%から46%へと大幅に引き上げるものであり、野心的な高い目標設定となっている。こうした方針を踏まえ、省エネ量については現行計画における削減目標量(原油換算で約5,000万kL)から2割増しの約6,200万kLを目指すこととされ、家庭・業務部門、すなわち住宅・建築物分野においても現行の削減目標から2割増しとすることが求められており、新築・省エネ改修による省エネ対策の強化により約890万kLの削減が必要となって

## 目次

・脱炭素社会に向けた住宅・建築物における	・周知依頼(適正取引講習会2021)…………… 9
省エネ対策等のあり方・進め方… 1	・周知依頼(住宅宿泊事業法施行要領の改正)… 10
・第11回優良事業表彰受賞プロジェクト紹介	・協会だより…………… 10
(株)マリンホーム)…………… 8	

## 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方

いる。こうしたことを踏まえ、2030年に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてはZEHレベルの省エネ性能が確保されていることが示されている。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大の方針から、2030年度における電源構成についても、現行計画においては22～24%とされている再生可能エネルギーの割合を野心的なものとして36～38%に引き上げる(※3)こととされており、当該引上げに対応して求められたものとして、新築戸建住宅の6割における太陽光発電設備導入が示されている。

このほか、国や地方自治体等の公的機関による率先した取組みや国民・事業者の意識変革・行動変容の必要性、特にZEHの普及については国土交通省が責任をもって行うべきことが示されている。

- ※1 再生可能エネルギーを導入した場合であっても、それに伴うエネルギー消費量の削減分を含めないで、一次エネルギー消費量の削減量を現行の省エネ基準値から20%削減するもの
- ※2 部門ごとの温室効果ガスの新たな削減目標については表1を参照
- ※3 エネルギー基本計画(パブコメ案)より

表1：地球温暖化対策計画(案)における新たな削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策推進本部(第47回)資料1-1 地球温暖化対策計画(案)の概要より

### (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの進め方について

(2)に示したような非常に高い目標の実現に向け、特に中期的な2030年の温室効果ガスの排出削減目標の実現に向けた住宅・建築物分野における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた対策強化の進め方については、地球温暖化対策計画の分野別の整理に従い、省エネルギーの徹底を図る対象としての「Ⅰ. 家庭・業務部門」、再生可能エネルギーの導入拡大が寄与する対象としての「Ⅱ. エネルギー転換部門」、木材利用の拡大を図る対象としての「Ⅲ. 吸収源対策」としてとりまとめられている。



### I. 家庭・業務部門における省エネルギー対策の強化について

高い目標の実現に向けては、新築住宅・建築物における省エネ性能の引上げが不可欠となることから、その省エネ性能の向上に向け、①省エネ基準への適合義務化による、省エネ性能を底上げするための基礎となる取組み(ボトムアップ)、②誘導基準やトップランナー基準の引上げとその実現に対する誘導による、省エネ性能を段階的に引き上げていくための取組み(レベルアップ)、③誘導基準を上回るより高い省エネ性能を実現する取組みを促すことによる、市場全体の省エネ性能の向上を牽引するための取組み(トップアップ)を組み合わせていくこととしている。それぞれの主な取組みについては以下に紹介するとおりであり、その進め方(主なスケジュール等)については、表2のとおり示されている。なお、対策の実施に際しては、誘導基準への適合率など取組状況を適時適切に把握して進めるとともに、対策効果により取組みが早期に進展している場合には、基準引上げの時期を早めるなど、早期の省エネ性能向上に努めること、また、2031年以降についてもこれらの取組みについて、継続的に見直し、実施していくこととされている。

#### ① 省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)

ボトムアップの取組みとしては省エネ基準への適合義務化が大きな論点であったが、検討会委員及びヒアリングを実施した各関係団体とも適合義務化の方向性について大きな異論はなかった。早期の義務化や現行の省エネ基準よりも高い水準(ZEHレベルの水準)での義務化を求める意見があった一方で、十分な準備期間の確保や高い水準での義務付けについては消費者や小規模事業者への影響があるといった配慮の必要性を指摘する意見があったところであり、とりまとめにおいては以下の内容が示されている。

- ・住宅を含む建築物について現行の省エネ基準への適合義務化〈2025年度〉
- ・断熱施工に関する実地訓練を含む未習熟な事業者の技術力向上の支援
- ・新築に対する支援措置について省エネ基準適合の要件化

さらに②の取組みを経て、

- ・義務化が先行している大規模建築物から省エネ基準を段階的に引上げ
- ・遅くとも2030年までに、誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、義務化された省エネ基準をZEH・ZEBレベルの省エネ性能(※4)に引上げ

※4 住宅について強化外皮基準及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減、建築物については再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から用途に応じて30%又は40%削減(小規模建築物は20%削減)

#### ② 省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップ

省エネ性能の向上に向けた目標を明確化する観点から、各種制度における水準をZEHレベルに整合化させていく方向性が示されている。また、現行、大手住宅事業者が供給する住宅の省エネ性能の向上を図る住宅トップランナー制度において対象とされていない分譲マンションを対象に加えることで、住宅供給のセグメントをカバーすることにより、全体的な性能向上を図ることとされている。

## 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方

- ・建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物等の認定基準をZEH・ZEBレベルの省エネ性能に引き上げ、整合させる
  - ・国・地方自治体等の新築建築物・住宅について誘導基準の原則化
  - ・ZEH、ZEB等に対する支援を継続・充実
  - ・住宅トップランナー制度の充実・強化(分譲マンションの追加、トップランナー基準をZEHレベルの省エネ性能に引上げ)
- ③ より高い省エネ性能を実現するトップアップの取組み
- ・ZEH+やLCCM住宅などの取組みの促進
  - ・住宅性能表示制度の上位等級として多段階の断熱性能を設定
- ④ 機器・建材トップランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上
- ・窓製品の断熱性能を消費者に分かりやすく伝えることが可能な性能表示制度のあり方を検討
  - ・省エネ基準の引上げ等を実現するため、建材・設備の性能向上と普及、コスト低減を図る
- ⑤ 省エネ性能表示の取組み
- 検討会においては、外見からは判断しづらい住宅・建築物の省エネ性能について、その販売時や賃貸時における広告等において表示することで、その取得者や賃借人が省エネ性能を確認し、選択できるようにすること、さらには供給される住宅・建築物の省エネ性能の向上を図ることといった観点から、省エネ性能表示の早期の義務付けを求める強い指摘があった。
- ・新築住宅・建築物の販売・賃貸の広告等における省エネ性能表示の義務付けを目指し、既存ストックは表示・情報提供方法を検討・試行
- ⑥ 既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方
- また、膨大な既存ストックの省エネ性能の向上も大きな課題であり、次のような取組みの必要性が指摘されている。
- ・国・地方自治体等の建築物・住宅の計画的な省エネ改修の促進
  - ・耐震改修と合わせた省エネ改修の促進や建替えの誘導
  - ・窓改修や部分断熱改修等の省エネ改修の促進
  - ・地方自治体と連携した省エネ改修に対する支援を継続・拡充 等

## II. エネルギー転換部門における再生可能エネルギーの導入拡大について

検討会においても一つの大きな論点となったのが再生可能エネルギーの導入拡大、特に太陽光発電設備の設置義務化に関するものであった。早期の設置義務化や近い将来における義務化を求める意見や一律の義務化には課題があり慎重な検討が必要とする意見など様々であったが、再生可能エネルギーの導入拡大の方向性については同じであった。検討会における議論を踏まえ、とりまとめにおいては、太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図ることが重要であるとされており、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組みを進めることとされ、具体的な取組みとしては以下が示されている。

## 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方

- ・国や地方自治体の率先した取組み(新築における標準化等)
  - ・関係省庁・関係業界が連携した適切な情報発信・周知、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する建築主への情報伝達の仕組みの構築
  - ・ZEH・ZEB等への補助の継続・充実、特にZEH等への融資・税制の支援
  - ・低炭素建築物の認定基準の見直し(再エネ導入ZEH・ZEBの要件化)
  - ・消費者や事業主が安心できるPPAモデルの定着
  - ・脱炭素先行地域づくり等への支援によるモデル地域の実現。そうした取組状況も踏まえ、地域・立地条件の差異等を勘案しつつ、制度的な対応のあり方も含め必要な対応を検討
  - ・技術開発と蓄電池も含めた一層の低コスト化
- また、その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組みを促進することとされている。

- ・給湯負荷の低減が期待される太陽熱利用設備等の利用拡大
- ・複数棟の住宅・建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組みの促進
- ・変動型再生可能エネルギーの増加に対応した系統の安定維持等の対策

### Ⅲ. 吸収源対策としての木材利用の拡大について

第204回通常国会において「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めることにより2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に見直されるとともに、木材の利用の促進に取り組む対象が、公共建築物等から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたこと等を踏まえ、以下の住宅・建築物の木造化・木質化の取組みを進めることが示されている。

- ・木造建築物等に関する建築基準のさらなる合理化
- ・公共建築物における率先した木造化・木質化の取組み
- ・民間の非住宅建築物や中高層住宅における木造化の推進
- ・木材の安定的な確保の実現に向けた体制整備の推進に対する支援
- ・地域材活用の炭素削減効果を評価可能なLCCM住宅・建築物の普及拡大

## 3. おわりに

検討会におけるとりまとめで示された対策とそのスケジュールについて、今後、その具体化を図っていくこととなる。8月の令和4年度概算要求においても、省エネ基準への適合義務化等の準備のための体制整備や省エネ性能の高い住宅等の新築・省エネ改修に対する支援の強化等を盛り込んだところである。とりまとめの結びにおいても指摘されているように、関係各主体が共通の認識をもって取組みを進められるよう、対策のスケジュールが示されているので、関係事業者等においても、この内容を前提として、さらに一層の高みを目指した積極的な取組みが展開されることを期待したい。

なお、とりまとめの主なポイントについては、現在改定作業が進められているエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の見直し案(いずれも閣議決定予定)に反映されており、これらについては9月3日から10月5日までパブリックコメントが実施されたところである。



## 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方

表2：住宅・建築物に係る省エネ対策等の強化の進め方について

年度	住 宅	建築物
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助制度における省エネ基準適合要件化</li> <li>ZEH等や省エネ改修に対する支援の継続・充実</li> <li>住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用</li> <li>建築物省エネ法に基づく誘導基準の引上げ BEI=0.8(再エネを除く)及び強化外皮基準</li> <li>エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し</li> <li>省エネ性能の引上げ、再エネ導入によるZEHの要件化</li> <li>未習熟な事業者の断熱施工の実地訓練を含めた技術力向上の取組み</li> <li>脱炭素先行地域の取組に対する支援</li> <li>太陽光発電等再生可能エネルギーに関する情報提供の取組み</li> <li>太陽光発電設備を設置するための新築時からの備えに関するとりまとめ・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助制度における省エネ基準適合要件化</li> <li>ZEB等や省エネ改修に対する支援の継続・充実</li> <li>建築物省エネ法に基づく誘導基準等の引上げ 用途に応じてBEI=0.6又は0.7(いずれも再エネを除く)</li> <li>エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し</li> <li>省エネ性能の引上げ、再エネ導入によるZEBの要件化</li> <li>未習熟な事業者の断熱施工の実地訓練を含めた技術力向上の取組み</li> <li>官庁施設整備に適用する基準類の見直し</li> <li>脱炭素先行地域の取組に対する支援</li> <li>太陽光発電等再生可能エネルギーに関する情報提供の取組み</li> <li>太陽光発電設備を設置するための新築時からの備えに関するとりまとめ・周知</li> </ul>
2023	<ul style="list-style-type: none"> <li>フラット35における省エネ基準適合要件化</li> <li>分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定(目標2025年度) BEI=0.9程度及び省エネ基準の外皮基準</li> </ul>	
2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築住宅の販売・賃貸時における省エネ性能表示の施行</li> <li>既存住宅の省エネ性能表示の試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築建築物についての省エネ性能表示の施行</li> <li>大規模建築物に係る省エネ基準の引上げ BEI=0.8程度</li> </ul>
2025	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の省エネ基準への適合義務化</li> <li>住宅トップランナー基準の見直し(目標2027年度) BEI=0.8程度及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー以外) BEI=0.75及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模建築物の省エネ基準への適合義務化</li> </ul>
2026		<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模建築物に係る省エネ基準の引上げ BEI=0.8程度</li> </ul>
遅くとも 2030	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEH基準(BEI=0.8及び強化外皮基準)に引上げ・適合義務付け</li> <li>あわせて2022年に引き上げた誘導基準等のさらなる引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中大規模建築物について誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEB基準(用途に応じてBEI=0.6又は0.7)に引上げ、小規模建築物についてBEI=0.8程度に引上げ・適合義務付け</li> <li>あわせて2022年に引き上げた誘導基準のさらなる引上げ</li> </ul>
以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的にフォローアップ、基準等を見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的にフォローアップ、基準等を見直し</li> </ul>

※上記は、関係各主体が共通の認識をもって今後の取組みを進められるよう省エネ対策等の強化のおおよそのスケジュールを示すものであり、規制強化の具体的実施時期及び内容については取組みの進捗や建材・設備機器のコスト低減・一般化の状況等を踏まえて、社会資本整備審議会建築分科会等において審議の上実施する必要がある。

※基準の引上げについては、その施行予定時期(上表記載の時期)のおおむね2年前に基準の具体的な水準及び施行時期を明らかにするように努める。



## 優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第11回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

### 優良事業賞

戸建分譲住宅部門(大規模)

### マドレガーデン 西大池二丁目

(株)マリンホーム



#### 【事業コンセプト】

本物件は、神戸市の中心地である三宮まで約30分と交通至便でありながら、郊外ならではの落ち着いたと六甲山地を眺められる豊かな自然に囲まれた分譲地です。

この恵まれた環境にさらなる価値を付与するため、大阪ガス株式会社の「ソラエネスマート」を全区画採用し、「エネファーム+太陽光」のダブル発電・環境にやさしい「ZEH住宅」を標準仕様としました。

弊社では、「ママが喜ぶ家づくり」をコンセプトとした、家族が笑顔になる建売分譲に特化して家づくりをしています。自社ブランド「マドレ」シリーズは、ターゲット層である20～30代のニーズに応えるため、神戸のママ団体の協力のもと、ママの生きた意見の聞き取り・分析を行い、「家族の繋がり」「家事動線」「収納力」「最新設備仕様」にこだわって開発した商品です。

さらに、アンケートやお客様の意見で多い「耐震等級3」を標準化し、お客様の安全と安心を充足した商品となっております。

#### 【商品企画】

「エネファーム+太陽光」のダブル発電を採用し、全区画ZEH基準を満たす住宅を提供しております。エネファームには自立発電機能を搭載することで、急な停電にも対応できる仕様としています。また、「耐震等級3」を標準化することで、地震に強い安心・安全な住宅としています。

また、吹付発泡断熱を採用することで「高気密高断熱住宅」とし、LDKに「ガス温水床暖房」を採用し、ヒートショックの原因にもなる温度差が少ない、快適に過ごせる住まいとしています。

外構はオープン外構で、開放感のある明るい街並みを形成し、車庫は並列でゆったりと駐車できるようにレイアウトし、駐車に不安のあるお客様でも安心して生活できるようにしています。

#### 【事業成果】

本分譲地は令和2年2月の販売開始日から多くの問合せがあり、販売開始日に成約案件もありました。現在までに31棟の販売を終えておりますが、全件完成前に成約に至っており、分譲住宅としては異例の成約スピードを残しております。この実績から弊社から市場への提案(物件)は高く評価されていると認識しております。

消費者ニーズについては、弊社ではこれまでも全てのお客様に実際お住まいいただいてからの率直な意見を聞くアンケートを実施しております。本分譲地では第一期販売のお客様は令和2年5月にご入居されており、高くなりがちな夏季の光熱費に対して、ダブル発電による大幅な低減についての喜びの声を頂戴しております。

#### 【規模概要】

住 所	兵庫県神戸市北区西大池2-1-189ほか
敷地面積	133.29～140.97㎡
延床面積	108.75～110.68㎡
構造規模	木造軸組工法地上2階建
住戸総数	55戸

# 適正取引講習会2021

## オンライン講習会

参加  
無料

### 価格交渉のノウハウを身につける

発注側企業と受注側企業間の適正な価格に基づく取引を推進するため、受注側企業の経営者・担当者を対象としたオンライン講習会を開催いたします。また発注側企業の購買・調達担当者も対象とした下請法のオンライン講習会も開催いたします。

#### 価格交渉サポート

##### 【実践編】

発注側企業と価格交渉を行って労務費や原材料費上昇分の転嫁を進めたいが、その方法がわからないという受注側企業向けに、価格交渉力を強化するためのノウハウや方法に関する講習会を開催いたします。

開催日時 2021年8月下旬～2022年2月  
全20回開催 ※詳しい日程はサイトにて適時お知らせいたします

募集定員 500名 形式 オンライン

対象者 中小企業等において、発注側企業との価格交渉に携わっている方等。

##### 【基礎編】

価格交渉の進め方など、受注企業が発注側企業との価格交渉を行う際に知っておくべき基礎について動画で学ぶことができます。

動画視聴方法

2021年9月中旬まで  
適正取引支援サイトにて  
ご覧いただけます

2021年9月下旬からは  
適正取引講習会eラーニング内で  
ご覧いただけます

#### 下請法

##### 【実践編】

下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守に向け、事例を中心に解説し、より実践に即した下請取引に関する講習会を開催いたします。

開催日時 2021年9月上旬～2022年2月  
全30回開催 ※詳しい日程はサイトにて適時お知らせいたします

募集定員 500名 形式 オンライン

対象者 下請取引のある発注側企業の外注(下請取引)業務を管理する方等。

##### 【基礎編】

受注側企業の利益を保護し取引の適正化を推進するため、下請法の基礎について動画で学ぶことができます。

動画視聴方法

2021年9月中旬まで  
適正取引支援サイトにて  
ご覧いただけます

2021年9月下旬からは  
適正取引講習会eラーニング内で  
ご覧いただけます

講習会詳細/お申し込み

適正取引支援サイトで検索

※オンライン講習会の視聴用URLはお申込後、別途電子メールでお知らせいたします。



下請取引に関する正しい知識がeラーニングで学べるようになります

詳しくは「適正取引支援サイト」からご確認ください。(9月下旬公開予定)

主催 経済産業省 中小企業庁 お問い合わせ 適正取引講習会事務局 専用電話番号: 03-6820-0670 (平日10:00~17:00/土日祝は休み) メールアドレス: tekitori.koushuukai@epigram.tokyo (株式会社epigram 内)

注意事項 ○テキストや事例集は必要に応じて事前にダウンロードしてください。○オンライン講習会の視聴環境はご自身でご調整ください。また視聴にかかる設備や通信の費用は視聴者ご自身でご負担ください。○主催者側、視聴者側を問わず、システムトラブルなどにより画像、音声に乱れが生じた場合でも主催者は視聴可否について責任を負いません。○オンライン講習会の進行を妨げる問題などが発生した場合は、主催者の判断で配信を中断または中止する場合があります。○本オンライン講習会の録画、キャプチャー、SNS、ブログ等への掲載はできません。○複製、ダウンロード、配信、送信、放送、展示、販売、改変、修正、またはその他の方法での使用を行うことはできません。

## 住宅宿泊事業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の改正に伴う住宅宿泊事業法施行要領の改正について

個人番号カードについては、政府として、行政手続における本人確認書類としても利用可能であることを明確化し、個人番号カードの利用を促進する必要があることから、今般、住宅宿泊事業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則について、住宅宿泊事業を営む旨の届出をする者又は住宅宿泊管理業若しくは住宅宿泊仲介業の登録を受けようとする者の

本人確認書類の例示に個人番号カードの写しを加える改正が行われ、令和3年9月1日から施行されました。これに伴い、「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」についても改正しておりますので、適切な対応をお願いいたします。

●国土交通省 民泊制度ポータルサイト

[URL]

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

### 協会だより

#### 入会

#### 正会員

会社名 (株)フェザーホーム

代表者 千田 侑也

住所 〒001-0037 北海道札幌市北区北37条西4-3-12  
2F

TEL 011-214-9965

FAX 011-214-9983

事業内容 北海道の新生ハウスメーカー。コンテナハウスやサウナ販売にも注力中。



#### 賛助会員

会社名 (株)カラーアンドデコ

代表者 加藤 望美

住所 〒108-0075 東京都港区港南2-16-2 太陽生命品川ビル28F



TEL 03-6555-4214

事業内容 物件写真に3DCGインテリア・VRで反響を増やすサービスを展開。

#### 代表者変更

会社名 (株)大興ネクスタ

新代表者 今井 榮一

#### 登録変更

旧 (株)谷口実業

新 (株)谷口実業ホールディングス

代表者 谷口 和則

住所 〒160-0022

東京都新宿区新宿5-9-10 G's GRAND新宿

TEL 03-5315-0046

FAX 03-5315-0047

#### 業務日誌

8月2日(月)	・(一社)住宅生産団体連合会政策委員会に馬場会長が出席。(同連合会) ・民法改正対応 契約書の読み方研修を開催。 (~令和4年3月31日、オンラインにて研修動画を配信)
3日(火)	・部下は上司で変わる!人財を活かす部下育成研修~新人・若手・女性の離職率を減らす~を開催。(联合会館+オンライン)
6日(金)	・人事総務担当者のための「人財開発定例勉強会」を開催。(協会会議室+オンライン)
19日(木)	・改正消費生活用製品安全法施行令等に関する説明会を開催。(主婦会館+オンライン)

会報 全住協 通巻102号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会  
(令和3年10月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

# 全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・(株)シーブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・(株)トルネックス	エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
・アットホーム(株)	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・エース21グループ(株)	全自動消火装置「ケスジャン」
・(株)一貫堂	住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
・(株)総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・(株)東京リーガルマインド(LEC)	各種講習、資格取得講座
・(株)リビテックス	水まわり設備4点セット
・(株)ダイテック	住宅産業向けクラウド型基幹業務サービス「注文分譲クラウドDX」
・プラチナ出版(株)	宅建受験対策書籍
・(株)シンカ	顧客接点クラウドCTIサービス「カイクラ」
・ソフトバンク(株)	スマート福利厚生
・(株)FRESH ROOM	オゾン発生器 エアバスター
・地盤ネット(株)	地盤安心マップPRO
・(株)デイベイ	Day Pay 振込
※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)建築資料研究社	

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

## 団体会員

一般 社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般 社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般 社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒983-0821	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内	TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9039
一般 社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般 社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般 社団法人	北陸住宅地協	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般 社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般 社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般 社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般 社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般 社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般 社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般 社団法人	四国住宅地協	〒760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F	TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335
一般 社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般 社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般 社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般 社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

## 本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>

 一般  
社団法人 **全国住宅産業協会**  
全住協

